

取手松陽高等学校 部活動に係る活動方針

2023 年 4 月 1 日

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとり豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力や技術の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮し、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日の設定

ア 活動時間

- 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休日は 4 時間程度とする。
※活動時間とは、準備や片付け、移動の時間などを除いた時間とする。
休日に、練習試合や大会等により、4 時間を超えて活動した場合は、他の休日に休養日を振り替えることとする。

イ 朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。ただし、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できない場合は、放課後の活動を朝の活動に振り替えることとする。

ウ 休養日の設定

- 週当たり 2 日（平日 1 日、休日 1 日）以上を休養日とする。ただし、公式大会等を控えた 2 週間前からに限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、休日に連続して活動し、休養日を他の平日に振り替えることとする。
- 生徒が大会参加等で休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振り替える。
ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の 1 か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した

上で、校長の判断により、休養日を平日に振り替えることとする。

- 長期休業中に、1週間以上の連続した休養期間を設ける。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び教育委員会が定める、参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。
- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振り替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないかについて判断し、是正指導を行う。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- 部活動への加入は任意であるが、活動にかかる費用の一部を生徒会徴収金で充当する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 部顧問は、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法の習得を目指し、積極的に研修等に参加する。
- 生徒の健康管理に配慮する。特に熱中症事故の予防と、熱中症の疑いのある生徒への早期対応等の対策を、徹底して推進する。
- 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- 校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画、月間活動実績をホームページ上に公開し、必要な支援や是正指導を行う。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望

すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

- 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

- 生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことができる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、部活動を休日から段階的に地域移行していく。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問後退による単独指導の原則を徹底する。
- 校長及び部顧問は、休日に練習試合や大会等で活動した場合、休養日を他の休日に振り替える。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

- 大会等の運営について、卒業生や、保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけ、教員によらない体制の構築を目指す。